

(仮称) 名取市新学校給食共同調理場整備等事業

特定事業の選定

平成 20 年 8 月 22 日

名取市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 6 条の規定により、「（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業」を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により特定事業の選定における客観的評価の結果を公表する。

平成 20 年 8 月 22 日

名取市長 佐々木 一十郎

（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業 特定事業の選定について

1 事業の概要

（1）事業名称

（仮称）名取市新学校給食共同調理場整備等事業（以下「本事業」という。）

（2）事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場（以下「本施設」という。）

（3）公共施設等の管理者の名称

名取市長 佐々木 一十郎

（4）事業目的

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスの取れた栄養のある食事を提供することによって、健康の増進、体位の向上を図ろうとするものであり、これらを通して日常生活における正しい食習慣を身につけさせ、学校で食事をすることによって、教師と児童生徒相互のふれ合いの場をつくり、好ましい人間関係の育成を図るものである。

本市においては、現在、増田西、閑上、第一と 3 つの学校給食共同調理場（昭和 49 年～59 年に建築）があるが、施設の老朽化や、平成 9 年に制定された「学校給食衛生管理の基準」に対応していないなどの課題があり、食の安全の確保を図るため早急な改善が必要となっている。

本事業は、現在の 3 調理場の統合整備及び運営を、P F I 法に基づき実施するものである。

本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安全で安心な給食の提供を図り、食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した給食の運営システムの構築や、食育の推進に資することを目指すものである。

(5) 事業計画地

- 1) **計画地位置** 名取市堀内字北竹 1 1 - 1 地内、他
- 2) **計画地面積** 約 6,800 m²
- 3) **隣接道路** 国道 4 号線仙台バイパス、市道堀内大洞線（現況幅員約 6.8m）
- 4) **地域地区** 準工業地域
- 5) **形態規制** 建ぺい率 60%
容積率 200%

(6) 施設の概要

- 1) **供給能力** 1 日当たり 8,500 食（食缶方式）、2 献立
（小学校 11 校、中学校 5 校）
- 2) **主要機能** 本施設の主要機能は、以下のとおりである。

区 分		必要な主要機能
本 体 施 設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、調理室、和え物室、アレルギー対応食スペース、コンテナ室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、油庫 等
	事務エリア	事務職員用事務室、会議室、書庫、更衣室（事務職員用、調理員用）、休憩室（調理員用）、調理室（試作調理用）、便所（事務職員用、外来用、調理員用）等
	その他エリア	玄関ホール、調理場見学通路、残滓処理室 等
附帯施設(外構を含む)		ゴミ置場、廃水処理施設、受水槽、駐車場、構内通路、門扉、囲障・フェンス 等

(7) 事業手法

本事業は、P F I 法に基づき、市が所有する土地（事業計画地）に事業者自らが新たに施設を建設した後、市に施設の所有権を移転し、所有権移転後は、事業者が事業期間中に、施設の維持管理業務及び給食の運営業務を実施する B T O（Build Transfer Operate）方式とする。

(8) 業務の内容及び範囲

- 1) **本施設の整備業務** 調査、設計、建設等
- 2) **本施設の維持管理業務** 保守管理等
- 3) **本施設の運営業務** 調理、衛生管理、配送等

(9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成 37 年 3 月 31 日までとする。

2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本市の財政負担に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、これらの総合的評価により、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) 定量的評価

1) 前提条件

市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

区分	市が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・設計・工事監理費 ・建築工事費 ・設備工事費 ・その他工事費 ・調理設備費等 ② 施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理費 ・建築設備保守管理費 ・附帯施設保守管理費 ・調理設備等保守管理費 ・清掃費 ・警備費等 ③ 給食運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・調理費 ・衛生管理費 ・配送・回送費 ・洗浄・残滓処理費 ・運営備品費等 ④ 光熱水費 ⑤ 地方債金利等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・設計・工事監理費 ・建築工事費 ・設備工事費 ・その他工事費 ・調理設備費等 ② 施設維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物保守管理費 ・建築設備保守管理費 ・附帯施設保守管理費 ・調理設備等保守管理費 ・清掃費 ・警備費等 ③ 給食運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・調理費 ・衛生管理費 ・配送・回送費 ・洗浄・残滓処理費 ・運営備品費等 ④ 光熱水費 ⑤ SPC開業費・管理費 ⑥ 租税公課 ⑦ 金利支払 ⑧ アドバイザリー費 ⑨ モニタリング費等
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・設計・建設期間 ・維持管理・運営期間 ・割引率 ・インフレ率は考慮していない。 	1年4ヶ月 15年 3.0%
施設整備費	・類似施設の実績を勘案して設定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設及び維持管理の一括発注による効率化及び相乗効果とともに、性能発注による選定事業者の創意工夫等により、一定のコスト縮減が実現するものとして設定した。 ・光熱水費は、市が実施する場合と変わらないものとして設定した。
維持管理費	・市における類似施設の実績を勘案して設定した。	
給食運営費	・市における類似施設の実績を勘案して設定した。	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金 ・学校教育整備事業債 ・一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの建設一時金 ・自己資金 ・市中銀行借入
支払方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費は進捗に応じて支払う。 ・維持管理及び給食運営費は発生した時点で支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費は建設一時金と元金均等の割賦で支払う。 ・維持管理及び給食運営費は概ね毎年均等で支払う。

2) 算出方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、市が自ら本事業を実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額を、事業期間中にわたり年度毎に算出し、現在価値換算額で比較した結果、事業期間中の財政負担額を約10%縮減することができると見込まれる。なお、事業者に移転するリスクについては、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、今回の算出には考慮していない。

(2) 定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

1) 良質な公共サービスの提供

PFIを導入することにより、民間事業者の経営ノウハウや技術的能力を公共事業に活用することに加えて、設計、建設、維持管理、運営を一体的に行うことにより、創意工夫が発揮されることで、質の高い公共サービスの提供が期待できる。

2) 事業費の削減

性能発注や一括発注による事業費全体のコスト管理が効率的に行われることによる事業費の削減が期待できる。

3) 行政と民間のパートナーシップの形成

民間事業者の創意工夫を尊重しつつ、公共施設の設計、建設、維持管理、運営に関する業務を、可能な限り民間にゆだねることにより、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が期待できる。

4) 公共の財政支出の平準化

PFI事業者が施設整備等の初期投資に必要な費用を調達することにより、市は施設整備費相当額を事業期間中にサービスの対価として分割して支払を行うこととなるため、財政支出の平準化が可能となる。

5) 民間の事業機会の創出

従来、市が行ってきた事業を民間にゆだねるため、民間事業者にとっては新たな事業機会を得ることになる。また、これにより地域経済の活性化への寄与が期待される。

6) 行政の説明責任の確保

PFI事業の発案から終結に至るまで、透明性の確保が求められるため、実施方針の公表、特定事業の公表、公募、事業者の選定等の手続を通して、行政の説明責任が確保される。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、事業期間全体を通して事業者の資金調達力や、効率的・効果的なノウハウを活用することが可能となり、市が自ら本事業を実施した場合と比較して、定量的評価における財政負担の縮減が見込まれるとともに、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。